

特例有限会社における株式売渡請求にかかる株主総会の特別決議成立要件

- 【文献種別】 判決／広島高等裁判所松江支部
【裁判年月日】 平成30年3月14日
【事件番号】 平成29年（ネ）第78号
【事件名】 株主総会決議取消請求控訴事件
【裁判結果】 原判決一部取消し、同部分に係る訴え却下、残部に対する控訴棄却（上告・上告受理申立て）
【参照法令】 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）14条3項、会社法175条・309条2項・831条1項1号
【掲載誌】 金判1542号22頁、資料版商事409号81頁

LEX/DB 文献番号 25560219

事実の概要

特例有限会社における相続人保有の株式について、会社への売渡しを請求することの可否を諮った株主総会決議の効力が争われた事案である。

Y（被告・控訴人）は、自動車登録番号標および車両番号標の製造・販売等を目的とする特例有限会社であり、発行済株式総数は6,000株である。Y社の定款には、Y社が相続その他一般承継によりY社の株式を取得した者に対し、当該株式をY社に売り渡すことを請求することができる旨の定めがある。Y社の株主は9名で、X₁（原告・被控訴人）が990株、Aが297株、Bが197株、Cが196株、Mが490株、Dが580株、Eが580株、Fが580株、Gが290株、さらにX₁、A、B、Cは代表取締役であった故Z（平成28年4月19日死亡）の法定相続人としてZが保有していた1,800株を準共有している。

平成28年12月19日開催のY社の株主総会（本件総会という）において、議事として、故Zが保有していた1,800株（法定相続人であるX₁、A、B、Cが準共有）について、会社が相続人等に対して売渡請求を行うことの可否が諮られた。本件総会当時のY社の取締役は、代表取締役であった故Zの死亡後の平成28年6月8日に裁判所により仮代表取締役に選任されたNと、株主でもあるM（本件補助参加人）の2名であり、本件総会の出席株主は総株主9名中の5名（ただし、実際の出席株主はMのみで、D、E、F、GはMを代理人とする

委任状を提出）であって、出席株主全員の議決権数2,520個の賛成により、当該議案は可決された。そこで、同年12月21日に、X₁は株主として、会社法831条1項1号に基づき、本件総会決議取消しの訴えを提起した。

その後Y社では、平成29年1月29日に株主総会が開催され、取締役としてX₁、X₂（原告・被控訴人）及びBが選任され、同日代表取締役にX₁が就任した。そこで同年3月3日、X₁とX₂は、被告会社の取締役として、本件総会決議取消しの訴えを提起した。

Xらの主張は、本件総会決議は、特例有限会社において相続人等に対する株式売渡請求をするための特別決議であり、会社法175条1項、309条2項および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という）14条3項の規定により、「総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上」の多数の賛成が必要であるのに、本件決議に賛成した議決権数は2,520個に過ぎないから、特別決議の成立要件を満たしておらず、取り消されるべきであるというものである。

これに対してY社は、「総株主」には当該決議との関係で議決権行使が制限された株主は含まれず定足数及び議決権数にも算入されないから、決議は成立しているとして争った。

第一審は、整備法14条3項の「当該株主の議決権の4分の3以上にあたる多数」の意義について、まず「『総株主の半数以上であって、当該

株主の議決権の4分の3以上にあたる多数』という決議要件の文理上、『当該株主』は『総株主』と同義であると認められる」とする。そして「会社法の規定上、総株主の議決権に、当該議案との関係で議決権を行使することができない株主が有する議決権を算入しない場合には、その旨を明文で定めている」こと、「特例有限会社ではない株式会社における株式売渡し請求をするための特別決議の議決要件について、会社法309条2項柱書は、……当該決議との関係で議決権を行使することができない株主の議決権を算入しないことを明らかにしている」こと、「旧有限会社法48条2項は、特別決議の議決要件について『議決権ヲ行使スルコトヲ得サル社員』は総社員に算入せず、『其ノ行使スルコトヲ得ザル議決権』は総社員の議決権に算入しない旨規定していたが、整備法はこれを引き継いでいない」こと、そして「会社法及び整備法の規定及び改正経緯を踏まえれば、整備法14条3項にある『総株主』について、当該決議との関係で議決権行使を制限された株主が含まれるものとして規定されていることが明らかである」とした。そして、本件決議は総株主の議決権の数6,000個のうち、本件決議に賛成した議決権数は2,520個にとどまるから、特別決議の成立要件を満たさないことは明らかであるとしてXらの主張を認め、本件決議は取り消されるべきである、とした。そこでYが控訴したものである。

判決の要旨

整備法14条3項が規定する「総株主」「当該株主」に当該決議との関係で議決権行使を制限された株主が含まれるかについて、「裁判所も、整備法14条3項の規定する『当該株主』は同項にいう『総株主』と同義であり、『総株主』には当該決議との関係で議決権行使を制限された株主が含まれると解され、本件決議は『当該株主』の議決権の4分の3以上という特別決議の成立要件を満たしていないと判断する」とした。

その理由については原判決（筆者注一鳥取地判平29・9・15金判1528号37頁一上記事実の概要に要旨を記載）を引用したうえで、会社法309条2項柱書について「整備法14条3項は、これを『総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当

該株主の議決権の4分の3』と読み替える旨規定している」こと、「会社法309条3項及び同条4項は、いずれも特殊の決議に関する決議要件を規定したものであるが、同条3項が『当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（中略）であって当該株主の議決権の3分の2以上（中略）に当たる多数』と規定しているのに対し、同条4項が『総株主の半数以上（中略）であって総株主の議決権の4分の3以上（中略）に当たる多数』と規定している。その規定ぶりに照らせば、同項にいう『総株主』には当該株主総会において議決権を行使できない株主も含まれていると解するのが相当である。そして、特例有限会社の株主総会特別決議の議決要件を規定した整備法14条3項にいう『総株主』及び『当該株主』についても当該株主総会において議決権を行使できない株主が含まれていると解される」ことを加えて、本件株主総会決議の取消しを認容した。

判例の解説

一 問題の所在

本件は、特例有限会社において、従前の支配株主の相続人に対して会社が行った売渡し請求の手續にかかる株主総会決議の効力が争われた事例である。

会社法の施行および有限会社法の廃止に伴い、従来の有限会社は、会社法上の扱いでは株式会社になる。もともと、本件会社のように、商号を変更し通常の株式会社となることを選択しなかった有限会社は、会社法上は株式会社であるが、特例有限会社として存続することが認められている。特例有限会社には、旧有限会社法の主要な規律を維持するため、「会社法」に存在しない規律を経過措置規定の形で維持するなどして、「会社法」の規律に一部変容を加えて適用される。それらは「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という）」（平成17年法律87号）に収められている。

本件で問題となった相続等による一般承継がなされた場合の株式の取扱いに関しては、旧有限会社法には明文の規定がなく、定款により持分の相続を制限することの可否については、解釈が分かれていた。会社法の下では、通常の株式会社と同

様に特例有限会社でも相続人等に対する売渡請求ができる(会社174条)。もっとも、そこで求められる手続、とりわけ総会の特別決議については、整備法14条3項に通常の株式会社とは異なる規定があり、この解釈をめぐる争いとなった。

なお、本件では、X₁が株主として決議取消しの訴えを提起した後に取締役就任し、取締役としても訴え提起した部分について、高裁は、地裁とは異なり、訴えは二重起訴になるため不適法として訴えを却下した。もっとも株主としての訴えは認めたとうえで本件判断をしているので、二重起訴の部分については本稿では検討の対象としない。

二 一般承継人に対する株式売渡請求と株主総会決議

1 制度趣旨

いわゆる閉鎖会社は、その閉鎖性を維持するために、株式について定款で譲渡制限規定において人的関係を維持することが認められている(会107条1項1号)。もっとも、この株式の譲渡制限は売買等の特定承継にのみ適用され、相続等の一般承継には適用がない(会134条4号)。一般承継は、株式移転の効果が法律上当然に生じ、相続人等が株主になってしまう。とはいえ、被相続人である株主と会社の信頼関係はあっても、その相続人等が会社の構成員として好ましい者であるかどうかは、別である。

譲渡制限株式について相続や合併等の一般承継が発生し、複数の相続人とりわけ今まで事業に関係してこなかった相続人等に株式が分散した場合、会社としては、それらの者が株主として会社に関係することを望まないこともある。当該会社の株主は人的信頼関係ある者に限るという譲渡制限の趣旨は、これら一般承継によって株主となった者でも同様にあてはまる。そこで、会社は、相続人等との合意により、当該株式を自己株式として取得することができる(会162条等)。これに対して、会社による売渡請求制度は合意を得られない場合でも強制的に取得できるものであり、会社法制定の際に設けられた(会174条)。会社の閉鎖性を維持するために、株式の保有者を限定し事業承継時の株式の分散を防止するという実務上の要望が実現されたもので¹⁾、非公開性の維持という株式の譲渡制限の趣旨が一般承継により損な

われることを防ぐ、強力な手段となった。

会社が相続人等に対して相続株式の売渡請求権を行使するには、①定款に当該売渡請求をすることができる旨の定めがある場合(会174条)において²⁾、②会社が相続があったことを知った日から1年以内に(会176条1項)、③株主総会の議を経て(会175条1項)、④分配可能額の範囲内(会461条1項5号)であることが求められる。この場合の株主総会決議は特別決議であり(会309条2項3号)、売渡請求の相手方である相続人は議決権行使ができない旨の明文規定があるので(会175条2項本文)、一般の株式会社であれば、当事者である相続人等は議決権行使ができない。

2 株主総会における相手方株主の議決権排除

当事者株主が株主総会において議決権を排除されるという法制は、譲渡制限株式の譲渡等の承認請求があった場合において会社を買受人とする場合や、特定の株主との合意による自己株式の取得の場合に行う株主総会決議にも存在する(会140条3項、160条4項)。

議決権排除を正当化する論拠として、閉鎖型の会社においては、投下資本の回収が一般に困難であるところ、会社による自己株式の取得を、大株主が自己の議決権を利用してさせ得るとすれば、株主平等原則に実質的に反する結果を招来しかねないこと³⁾、他の株主を出し抜いて相続人等が投下資本の回収を図る可能性もあることから、決議の公正を図るためと説明されている⁴⁾。

また、一般承継に伴う株主の変更の際して、その者が会社にとって好ましい者であるかを既存株主が審査する実質を持つという点も挙げられる⁵⁾。しかしながら、この点については、本制度では従来の会社からの離脱に合意している譲渡等の承認請求の場合とは状況が異なり、相続・合併等の機会をとらえて、会社の主導で当該株主を排除することが可能になる。会社の内紛の原因となったり、制度の濫用的な利用のおそれも否定できない、との懸念も述べられていたが⁶⁾、本件はそれが現実になった例といえる⁷⁾。

三 特例有限会社の特性

1 整備法による特別決議要件の解釈

本件で問題となったのは、整備法の定める特例有限会社の株主総会の特別決議の成立要件であ

る。裁判所は、以下の理由から整備法 14 条 3 項の解釈として、議決権を行使できない株主も「総株主」に含めると解釈し、Y 社において特別決議は成立していない、とした。

すなわち、整備法は、会社法 309 条 2 項の特別決議の成立要件を旧有限会社法 48 条 1 項の特別決議の要件と同じものと読み替えているが、議決権を行使できない社員はその算定から除くとする同法 48 条 2 項の規定を引き継いでいない。議決権を行使することができない株主が有する議決権を算入しない場合、会社法はその旨を明文で定めている。頭数要件をおく特殊決議を定める会社法 309 条 3 項と同 4 項を比較すると、その規定ぶりから、4 項では議決権を行使できない株主も「総株主」に含まれていると解するのが相当で、整備法 14 条 3 項も同様に解し得る、というものである。整備法は上記のように読むのが自然であろう⁸⁾。

本件裁判所のように解すると、特例有限会社における特別決議の成立要件が大変厳格なものとなる⁹⁾。とはいえ、整備法は、旧有限会社法には規定がなかった、特別決議の決議要件の加重について明文で認めているように¹⁰⁾、特例有限会社では、そもそも特別決議の成立を難しくしていると考えられる¹¹⁾。

2 特例有限会社と会社による売渡請求制度

売渡請求の相手方である株主の議決権排除を正当化する根拠については、明文規定のある一般の株式会社においては、問題点はあるにしても¹²⁾、会社の自己株式取得の公正さを優先させた立法である。一方、特例有限会社では、決議要件の解釈からも、株主の所有権保護を重視し¹³⁾、株主間の公正に関わる問題と会社構成員となる株主の適否は、当該相続人も加えた株主が自ら決定するもの、と考えることができる。

なお、有限会社では、社員間の持分譲渡による持分比率の変動には会社は関与しないものとして、社員間での譲渡に会社の承認は不要であったが、これは特例有限会社でも維持されている（整備 9 条）。本件会社では、相続人らは相続前から既に株主であるから、特例有限会社では、このような株主は売渡請求制度の相手方にはならない、と考えられる¹⁴⁾。

●—注

- 1) 岩原紳作「自己株式取得、株式併合、単元株、募集新株等」ジュリ 1295 号 (2005 年) 40 頁。
- 2) 相続があった後に定款を変更することの可否については議論がある。可能とするものがある一方で（酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法 第 2 巻株式・1』（中央経済社、2008 年）458 頁以下〔伊藤靖史〕、否定すべきとの主張もある（山下友信編『会社法コンメンタール 4 株式 (2)』（有斐閣、2009 年）121 頁〔伊藤雄司〕）。
- 3) 上柳克郎＝鴻常夫編『新注釈第 3 補巻』（有斐閣、1997 年）45 頁〔鴻常夫〕。
- 4) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 7 版〕』（有斐閣、2017 年）252 頁。
- 5) しかし、相続によって株式を取得した者が複数いた場合において売渡請求の対象となっていない相続人は議決に加われるという点を説明することは困難、との指摘がある（伊藤雄司・前掲注 2）125 頁）。
- 6) 岩原紳作・前掲注 1）41 頁。なお、一般の株式会社での混乱回避方法の提案として、平野敦士「会社法施行で注意したい相続人等への株式の売渡しの請求の問題点」税弘 2006 年 4 月号 46 頁。
- 7) 福島洋尚「本件判批」リマークス 57 号 (2018 年) 103 頁。
- 8) 立法担当官の説明として、郡谷大輔編著『中小会社・有限会社の新・会社法』（商事法務、2006 年）188 頁。また、弥永真生「本件判批」ジュリ 1515 号 (2018 年) 2 頁、福島洋尚・前掲注 7）102 頁もこれを肯定する。
- 9) これに対して本件会社側は、整備法 14 条 3 項の「総株主」に議決権行使を制限された株主が含まれるとすると、当該決議との関係で議決権制限株主が 4 分の 1 を超える場合には、同法 14 条 3 項の決議が成立する可能性がなくなり不都合である、と主張する。
- 10) 整備法は、定款による頭数要件の加重を認めている。旧有限会社法には、特別決議の法定要件の加重の可否について規定がなく、解釈で可能とされていた。
- 11) 特別決議が必要なその他の制度も含めて制度の利用に制限を課した立法政策で、それ自体不当なものではない、との見解も示されている（福島洋尚・前掲注 7）102 頁）。
- 12) 伊藤雄司・前掲注 2）125 頁。
- 13) かつては会社からする株式の売渡請求権の制度が、株主の所有権保護の問題があるとして、実現しなかったという経緯がある（吉戒秀一「商事法改正今年の課題」商事 1343 号 (1994 年) 59 頁）。
- 14) 鳥山恭一「本件判批」法セ 759 号 (2018 年) 121 頁、福島洋尚・前掲注 7）103 頁。

桃山学院大学教授 瀬谷ゆり子